

日本法中毒学会倫理規程

【目的】

第1条 この規程は、日本法中毒学会（「本学会」という）の会員による、死体を含めたヒトを対象とした研究が、ヘルシンキ宣言に沿って、倫理的および社会的配慮の下に実施されることを図るために制定する。

【設置】

第2条 前条の目的を達成するため、本学会に倫理委員会（以下「委員会」という。）を置き、第3条の2に掲げる各項について審査を行う。

【審議及び審査事項】

第3条 委員会は、理事長の諮問に基づき、本学会の会員（以下「申請者」という。）から提出された審査申請書・実施計画書などの内容について、第1条に掲げられた趣旨、並びに別に定める「法中毒学研究とその成果公表に係る人権／個人情報保護のための基本方針」に則し、科学的合理性および倫理的妥当性の審査を行う。

2 前項の審議及び審査事項は、次のとおりとする。

- (1) 会員が行った行為または行う予定のある行為にかかわる倫理的妥当性に関する事項
- (2) 剖検や犯罪捜査等で得られた情報の研究・教育への利用、並びに公表に関する事項
- (3) 剖検や犯罪捜査等で得られた試料の研究・教育への利用、並びにそれらから得られた情報の公表に関する事項
- (4) その他理事長が必要と認めた事項

【委員会構成】

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 学会内委員 | 5名 |
| (2) 学会外の有識者 | 2名 |
| (3) 委員会が必要と認めた委員 | 若干名 |

2 前項に規定する委員は、理事長の指名により、理事会の議を経て、委嘱する。

ただし、理事長は学会内委員の性別・年齢・専門領域の構成が適切となるよう配慮しなければならない。

【専門委員】

第5条 委員会は、申請者から申請された専門的事項にかかわる問題を審議するために、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に係る学識経験者を、委員会の議を経て、委員長が委嘱する。

3 委員会が必要と認めたときは、委員会に専門委員の出席を求め、審議に加えることができる。ただし、専門委員は、審査の判定に加わることはできない。

【委員の任期】

第6条 第4条第1項に規定する委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【委員長】

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事の中から理事長が選任する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、理事長が指名した理事がその職務を代行する。

【委員会の開催】

第8条 委員会の開催には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 委員長は、審査を行うに当たり、申請者から文書を提出させ、必要に応じて委員会に出席させて発言を求めることができる。ただし、申請者は、審査の判定に加わることはできない。

【議事】

第9条 委員会に提出された第3条の審査申請書に基づく審査判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

2 委員は自身が関与する内容の審査、議決に加わることはできない。

3 委員会は、審議及び審査の経過並びに議事事項を記録し、保存しておかなければならない。

【迅速審査】

第10条 委員会は、委員長があらかじめ指名した委員又は委員会の下部組織による迅速審査手続きを定めることができる。

2 委員長は、以下の事項に該当する場合は、迅速審査を行うことができる。

- 一 既に委員会において承認されている研究や事例に準じて類型化された研究計画等の審査

【申請及び通知】

第11条 申請者は、審査申請書に実施計画書を添付して、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、審査申請書を受理したときは、速やかに委員会に審査を要請する。委員長は審査終了後直ちに、審査結果を文書により理事長へ報告し、申請者に通知するものとする。

3 申請及び通知の手続きについては別に定める。

【実施計画の変更】

第12条 申請者は、第9条第1項の審査で承認された実施計画を変更するときは、その変更内容について、改めて委員会の承認を受けなければならない。

【報告義務】

第13条 申請者は、計画を実施し終了したときは、その結果を報告書により、直ちに委員会に報告しなければならない。また、計画の実施後に中止した場合についても、その内容を報告書により、直ちに委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が必要と認めた場合は、直ちに委員会に報告しなければならない。

【秘密の保持】

第14条 委員は、その責務上知り得た情報を正当な理由なくして漏らしてはならない。その職を退いたのちも同様とする。

【雑則】

第15条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成20年6月14日から施行する。

平成27年6月27日一部改正